

すばらしいFRBRの新世界

第4版

2006年8月16-18日韓国ソウルにおける第4回国際目録規則に関するIFLA専門家会議
(IME ICC4) のために用意されたもの

パトリック・ル・ボフ フランス国立図書館
バーバラ・ティレット改訂 アメリカ議会図書館
パット・リヴァ代読 マギル大学図書館

序

ただ今、皆さんはパリ原則とISBDについて話を聴かれたところです。これから私は、FRBRモデルについてお話ししたいと思います。FRBRモデルとは何なのでしょう、そして何ではないのでしょうか。FRBRモデルは何をするものなのでしょうか、そして何をしないものなのでしょうか。そして、FRBRモデルは、この専門家会議で扱われる私達の主要な課題とどう関連するのでしょうか。

FRBRとは何であるか

—IFLAのために開発されたモデルである

FRBRは、1992年から1997年までの間に、専門家とコンサルタントのグループが携わり、IFLAから委任された「書誌レコードの機能要件」についての研究の成果です。この研究のねらいは、「利用者ニーズに応えるという観点から、書誌レコードが提供しようとするのは何に関する情報が、そして書誌レコードが果たすべきことは何かについて、明確かつ厳密に規定された、理解を共通にする枠組みを作る」ことでした。

参照モデルである

FRBRは、参照モデルです。『書誌レコードの機能要件』から先ほど引用し、私が強調したまさにその言葉が、このことを非常に明確に示しています。FRBRは、理解を共通にする枠組みに過ぎないのです。FRBRによって私達は、思考の中に同一の構造を持つことができますし、同一の呼称のもとにある同一の概念を参照することができます。FRBRによって私達は、たまたま同一の形で構造化されなかったデータについても、比較を行うことができます。

—実体-関連モデルである

FRBRは、実体-関連モデルです。FRBRが定義するものは、図書館目録に特有の文脈の中で意味があると思われる物事の多くの一般的クラス（「実体」）、この一般的クラスのそれぞれに属する一連の特徴（「属性」）、そしてこの様々なクラスのインスタンスの間に存在しうる関連です。

FRBRの中で定義された実体は、三つのグループに分けられます。その第1グループの実体は、FRBRのまさに核心ですが、容器(carrier)から内容に至るまでの、文書そのもの(目録をとられる「もの」)に属する四つの実体から成っています。この四つの実体は、日常の話し言葉で使われている「書物」という一つの言葉が持つ、四つの別個の意味を照らし出しています。

—「書物」は、テキストが記された物理的物を指すことができます(「私は自分の『紅樓夢』(Hong lou meng)を紛失した」)。この第一の解釈は、「コピー」「謄本」という観念と関係しており、FRBRモデルでは、この意味を指すために「個別資料」という用語を使っています。

—「書物」は、同一のテキストが記された一群の物理的物を指すことができます(「私は『紅樓夢』を注文しないとイケない」)。この第二の解釈は、「出版物」という観念に近いものです。しかしFRBRモデルでは、未刊行の資料をも対象とするために、より総称的な用語である「表現形」を使っています。

—「書物」は、記されたテキストを指すことができます(「このテキストは、『紅樓夢』のどのバージョンからとられたものなのだろうか?」)。この第三の解釈は、「テキスト」という観念に等しいものです。しかし、ここでもFRBRモデルでは、言語によらない内容、つまり音楽、地図、画像、その他を参照するために、より総称的な用語である「表現形」を使っています。

—「書物」は、記されたテキストの中に表現された思想を指すことができます(『紅樓夢』は、著者である曹雪芹の人生に由来する半自伝的な要素を含んでいるかもしれない)。この第四の解釈は、テキストと翻訳との関連、そして様々なバージョンの存在にも関わらず「同一」とみなされる人間の創造の、異なるバージョンの間の関連を確立します。FRBRモデルでは、こうした観念について「著作」という用語を用いて言及します。

こうして私達は、FRBRモデルの中の、第1グループの実体を手にしました。著作、表現形、表現形、個別資料です。

第2グループの実体は、著作を創造し、表現形を実現し、表現形を製作または注文し、個別資料を修正または所有する、二つの範疇に属する実体から成っています。個人と団体です。

第3グループの実体は、ある著作が何についてのものなのかを反映するもので、これまでに挙げた全ての実体に加えて、著作の主題を表現することだけに役立つ他の四つの実体から成ります。概念、物、出来事、および場所です。

この全ての実体の各々は、数々の「属性」によって特徴づけられます。—すなわち、実体を識別するのに役立つ情報要素です。たとえば、出版された表現形は、他の情報要素の中で、その表現形の出版日付によって特徴づけられます。個人は、その個人と関係する名前によって特徴づけられます。

FRBRモデルはまた、それらの実体同士の関連についても定義します—実体-関連モデルとしては至極当然であるように。

ある著作とその表現形の一つとの関連、ある表現形とその表現形の一つとの関連、および、ある表現形とその個別資料の一つとの関連は、「構造的」と言われます。というのも、書誌レコードの全体的な一貫性は、こうした関連に依存するからです。これらは私達の目録の中では、記述レコードの物理的なまとまりによって、書誌レコードと所蔵情報との関連付けによって、また時には統一タイトル標目によって、反映されています。

また、第2グループの実体(個人および団体)と第1グループに属する各実体との間には、「責任性の関連」もあります。こうした関連は、私達の目録の中では、名称標目によって反映されています。

そして、モデル中のどの実体も、ただ一つ「著作」という実体との間に「主題の関連」

を持っています。—言うならば、ある一つの著作は、他の著作について、特定の表現形、体現形、または個別資料について、ある一つの団体について、ある一つの場所について、その他の実体についてのものであるということです。こうした関連は、私達の目録の中では、件名標目によって反映されています。それら最初の3種類の関連は、最も「基本的」なもので、図書館目録の中には不可欠だと考えられます。

他の、もっと「細かい」種類の関連もあります。例えば、二つの別個の著作、または同一の著作の二つの別個の表現形の間には、全体と部分の関連があります。また、二つの別個の著作の間や、同一の著作または別個の著作についての、二つの別個の表現形の間には、知的な関連があります。全体と部分の関連はまた、二つの別個の体現形や、同一の体現形についての二つの別個の個別資料の間にも存在します。さらにFRBRモデルは、二つの別個の体現形の間、または同一の体現形についての二つの別個の個別資料の間に存在し、もしくは、ある体現形が別の体現形についてのある個別資料との間に持つことがある「複製の関連」を定義しています。こうした全ての関連は、私達の目録の中では、レコード(書誌レコード、典拠レコード、および/または所蔵レコード)の間で実際に機能するリンクとして反映され、最終利用者がシームレスに目録を操作することを可能にします。または、関連は、情報を与えるテキストから成る注記(内容注記や来歴注記のように)を通じて指示されることもあり、時には、目録を操作し、記述された関連の「目標」を獲得するために新しい検索を起動することを、利用者は強いられることになります。

FRBRは何ではないか

— データモデルではない

FRBRは、「データモデル」と呼びうるのでしょうか? 多くの場合、各実体についてFRBRが定義する属性はあまりに総称的なので、それを精緻化せず現状のままFRBRモデルの実装を準備することはできないように思えます。たとえばタイトルといっても、違った性質を持っているかもしれません。FRBRでは、著作、表現形、体現形という三つの実体のそれぞれのためのタイトル属性について、定義しています。しかし、この「タイトル観念」の範疇化は、私達が実際に必要とし、現在使っているタイトルの類型論を収めてしまうには、十分ではありません。

— ISBDではない

FRBRは、「新しい種類のISBD」と呼びうるのでしょうか? 無理です。概ね同じ理由からです。FRBRでは、データ要素を構造化するにはどうするか、ただ記述を読むだけでその構造がわかるようにデータ要素を表示するにはどうするか、について述べてはいません。代わりに、FRBRでは、データ要素を類型化し、別個のレコードの間でデータ要素がどのように相互関連しているか、を示すための知的な枠組みを提供しています。

— 目録規則ではない

同様に、FRBRは、目録規則だということもできません。FRBRは規範的ではなく、毎日の実務の中で書誌情報をどう記録すべきか、皆さんに教えてはくれません。FRBRは、純

粹に概念的なレベルに位置づけられます。しかしこれは、FRBRが実務に役立たないという意味ではありません。今や、実際に稼動し、かつ書誌情報についてのFRBRの視点に基づく、多くのシステムが私達の前にあります。そして、FRBRによって照らし出された概念から、将来の国際目録規則が情報を与えられる可能性があります。

いくつかの実装例

「FRBRの実装」という句は、何を意味するのでしょうか？ たった今私は、FRBRはデータモデルではないと申し上げました。では、どのようにしてFRBRは「実装される」のでしょうか？ 最善では、FRBRに基づいた中間データモデルを設計することによって、でしょう。最悪、単にFRBRをデータモデルだと誤解することによって、でしょう。ともかく、既存の形式をFRBRにマッピングすること、あるいは、FRBRを新しい形式にマッピングすること、のいずれかによってです。

AustLitゲートウェイ

AustLitゲートウェイは、FRBRを完全に実装した最初のデータベースでした。AustLitゲートウェイは、オーストラリアのテキストについての文学専用コーパスへの適用である点で、そして、一部はISBDに基づかない、様々な異種のデータセットをマージした結果である点で、異例の実験でした。AustLitゲートウェイは目録ではありません。むしろ、研究者および学生に、オーストラリア人作家とオーストラリアの文学作品について可能な限り多くの情報を提供することを目的としたデータベースです。そのとおり、AustLitゲートウェイは著作中心であり、そして、私達が現在の図書館目録で行うように個々の書誌レコードの羅列を利用者に見せるのではなく、各著作について、その全ての表現形と体現形とを一つのウェブページに表示します。

Virtua

VTLS株式会社では、Virtua図書館システムのバージョン41.0を、2002年にリリースしました。その時初めて、ベンダーがどの図書館でもその館自身の「FRBR目録」を作成することを可能にしたのです。現存のMARCレコードは、FRBRの第1グループの実体の四つのレベルへと「分ける」ことができ、そして、目録作業者は誰でも、FRBR構造のおかげで、孤立した文書よりも書誌的ファミリーを捉えようと決めることができるようになったのです。Virtuaでは、「平面的レコード」と「FRBRレコード」とを並存可能にしています。レコードを「分ける」ときに準拠するパターンは、トム・デルシーによる、MARC21からFRBRへのマッピングに基づいています。しかし、目録作業パラダイムは、今でもISBDに基づいています—「体現形レベルのレコード」は、「伝統的な」どのISBD準拠のレコードとも実質的に異なるものではないとしても—そして目録作業フォーマットは、今でも基本的にはMARCフォーマットです。もっとも、目録作業者が意識しないだけで、このMARCフォーマットは、システム内部ではXMLでカプセル化して保管されているのです。

2002年開催の第24回MELCOM（中東図書館委員会）国際会議でのクロード・デチエンヌの発表から借りたこの架空の例では、画面の左部分に、特徴的な「FRBRの木」を目にすることができます。この「FRBRの木」では、著作『アラビアンナイト』(*Alf layla wa-layla*)に付けられた統一タイトル、その言語的表現形の二つ（アラビア語およびフランス語）、そしてその体現形三つの簡略なレコードを目にすることができます。そして、この画面の右手では、その体現形三つのうち一つについての完全な書誌レコードを、一つの個別資料の情報へのリン

クとともに、目にすることができます。

OCLC

OCLCでは、FRBRを超巨大規模の書誌データベースで使用する可能性の調査に、かなりの努力を注ぎ込んできました。OCLCでは、「伝統的な」MARCレコードを自動的に「FRBR化された」レコードへと変換するアルゴリズムを開発しました。OCLCの三つの大きな実現、即ちxISBN、Open Worldcat、FictionFinderは、このFRBR化アルゴリズムに基づくものです。

xISBNは、単一の著作の様々な版を識別するISBNを提供するサービスです。皆さんが<http://labs.oclc.org/xISBN/>の直後にISBNを続ける形でURLを入力し、ISBNを送信すると、xISBNでは、関連するISBNの一覧表を返してきます。おそらく皆さんは、ただのISBNの一覧表を目にして、これで何ができるのか、と怪訝に思われることでしょう。実のところ、OCLCのxISBNサービスは、人間が使うことよりも、機械が使うことを意図したものです。もし、人間が単なるISBNの羅列では大したことはできないとしても、機械なら、これを使ってとても面白いことができます。

たとえば、もし皆さんがグーグルまたはヤフーで“dream of the red chamber”という言葉を検索語とし、（引用符に入れて）“find in a library”という節と合わせて（または、その代わりにインストラクション・サイトのwww.worldcatlibraries.orgを使って）検索された場合、最初にヒットするのは、曹雪芹の『紅樓夢』の多くの版のうち一つを記述した、WorldCatの書誌レコードです（*Dream of the red chamber* は、その英訳タイトルの一つです）。その書誌レコードのもとに、リンクつきの“Editions”という言葉があるのに気づかれるでしょう。それをクリックすると、様々な言語による表現形となった、WorldCatで利用可能な曹雪芹の著作の様々な版全ての書誌レコードを挙げた一覧表を見ることができます。書誌レコードの一覧表の中から一つの参照を取り出すと、ある特定の版についてのレコードの表示を入手できます。

FictionFinder (<http://fictionfinder.oclc.org>)と呼ばれるOCLCのプロトタイプでは、FRBR化アルゴリズムを使うことで、テキストから成るフィクション著作についての書誌一覧表の表示が、どのように簡略化できるかを示しています。たとえば、曹雪芹の小説『紅樓夢』の様々な版は、著作レベルの簡略なレコードのもとに、言語によって排列されています。その言語の一覧表の個々の記入をクリックすることで、皆さんは、ある言語の中での、その著作の諸版についての情報と、個々の版についての完全なレコードについての情報を手にします。[OCLCの研究所には、Curiouserと呼ばれる新しい実験的プロトタイプもあります。これは、著作の表現形と体現形を、利用者にとっても使いやすい表示になるよう組み合わせるため、FRBRの諸概念を一層大きく活用するためのものです。]

RLG

RLGのOPACである“RedLightGreen”は、<http://www.redlightgreen.com>¹ からアクセスできますが、FRBRの四つのレベルを二つだけに減らしています。著作と体現形です。残念なことに、古い書誌レコードの中の目録作業の一貫性の欠如と正確さの不揃いのために、対応する著作のもとに全ての体現形を自動的に集めることは、必ずしも常に可能なわけではありません（ところで、このことはWorldCat やFictionFinderについても同様にあてはまりますが）。たとえば、もし皆さんが“dream of the red chamber”という言葉を入力す

¹ 会議後補遺：RedLightGreenのサービスは、2006年7月1日に発効したRLG・OCLC統合の後、2006年11月1日に終了しました。

ると、得られる結果は、曹雪芹の全ての版がそのもとに集められる一つの統一タイトルだけ、というわけではありません。しかし、版の部分集合は手に入ります。たとえば、ヒットリストの中の最初の行をクリックすることで、「1958年から1959年の間に英語で刊行された五つの版」が手に入ります。著作のタイトルをクリックすることで、その版の一つについての情報が手に入ります。そして、“5 editions” という句をクリックすることで、皆さんはそれら五つの版の完全な一覧表を手にし、その中から個々のレコードを選び出すことができます。RedLightGreenの一つの利点は、利用者に探索のための名称と主題の統制形を提示する機能と、シカゴ・マニュアルのような基準の一覧の中から利用者が望むどんな引用形式へも、選択した引用を変換することができる機能です。

FRBRの最近の進化

FRAR (典拠レコードの機能要件)

FRBRは、書誌レコード(典拠レコードと対比した場合)だけの内容に、そして書誌レコードへのアクセスポイントに焦点を定めていますが、典拠レコードについては詳細に立ち入ってはいません。これが、FRANAR(典拠レコードの機能要件と典拠番号)作業部会が1999年にIFLA書誌調整部会と当時のIFLA国際書誌コントロール・国際MARCプログラム(UBCIM)の共同後援で創設されたのはなぜか、ということの理由です。FRANARグループへの三つの委託事項のうち最初の一つは、「FRBRが始めた作業を継続して、典拠レコードの機能要件を定義すること」でした。トム・デルシーは、FRBRモデルの設計に携わっていたので、FRARモデルを設計するのに助けとなることがはっきりしました。「個人」と「団体」という実体は、FRBRでは標目として提示されているだけでしたが、いまや完全にモデル化されました。また、文書館コミュニティにとっての重要性を認識して、「家族」という実体が付け加えられました。FRARは、世界的レビューのため、2005年7月に最初に出版されました。12月以降、FRANAR部会では、寄せられた論評に基づいてこの文書を改訂する作業を続けています。

FRSAR (主題典拠レコードの機能要件)

主題の関連の固有の特性は、FRBRの中では単に暗示されただけで、FRARでは深くは扱っていません。そのため、IFLA書誌コントロール局では、2005年8月に第3の研究グループを組織しました。このグループが担当するのは、分類と索引を説明するために、FRBR/FRARモデルの拡張を定義することです。この新しいモデルは、FRSAR(主題典拠レコードの機能要件)と呼ばれる予定です。FRBR、FRAR、そしてFRSARによって、私達は最終的に、図書館目録に投入する情報の完全なモデルを持つこととなります。

FRBRレビューグループ

FRBRは、今後永遠に現在のままの形で残ることを予定したものではありません。2003年には、再検討のプロセスを経ることと、IFLAと提携したFRBRレビューグループを設置することが決められました。2003年に設立された作業部会の一つでは、表現形実体の明確化を課題としてきました。その一方で他の作業部会では、FRBRについて、CIDOC CRMスペシャル・

インテレスト・グループと共同で、オブジェクト指向で定式化して表現し、博物館コミュニティの「概念参照モデル」(CRM)と調和するような版を準備しています。加えて、「集合体」のモデル化について、概念的な困難さを明らかにするためFRBRレビューグループを補助する目的で、もう一つの作業部会が2005年に組織されました。「集合体」というのは、二つ以上の著作を具体化する表現形のことであり、継続資料、複数巻のモノグラフ、そして他の全体と部分の問題等があげられます。

FRBRと、この会議の5つの(実際には6つの)「重点課題」

明日皆さんは、この会議に先立って定義された「重点課題」についての検討に招請されます。最初の3回のIME ICC会議では、五つの作業部会がありました。個人名、団体、統一タイトルとGMD、逐次性、そしてマルチパート構造(共著対集合体)です。実際には、ここには六つの課題があります。GMDの問題と統一タイトルの問題が、一つの重点課題のもとに一緒になっているからです。この六つの課題は、三つの広い範疇に組織できます。「呼称」、「種類」、および「集合体」です。このそれぞれを、FRBRに照らして手短かに概観してみましょう。

「呼称」

個人著者の名称

FRBRで個人実体のために定義された属性では、「個人名」と、その個人の「日付」「称号」「その他の付記事項」を区別しています。実のところ、この三つの属性は、書誌レコードの中の個人についての見出しを形づくる要素の全てであり、確かにFRBRの目的のためには、ただ一つ「標目」という属性を定義するだけで十分なかもしれませんが。FRARのモデルでは、FRBRの範囲の外にあったいくつかの問題に注意を向けています。個人実体のインスタンスは、実世界の中の現実の人間なのか、それとも他の「何か」なのか、そしてもし後者なら、いったい何なのか？問題は、次のような点にあります。実在の個人が、個人実体の二つのインスタンスによって表現されるか、また逆に、二人の実在の個人が、目録の世界の中では個人実体のただ一つのインスタンスによって表現されるか？FRARのモデルでは、AACR2に依拠して、現実世界と目録の宇宙との仲立ちをする書誌的アイデンティティの観念について定義しています。これが、実際に個人実体が指すものです。現実生活の個人は、いくつかの書誌的アイデンティティを持つこともあり(ペンネームの場合のように)、そして、何人かの別個の現実生活の個人が、一つの書誌的アイデンティティへと合わさっていることもあるでしょう(家族や共有のペンネームの場合のように。また、区別できない名前の場合も。)。FRBRの個人実体のインスタンスは、私達が普段現実世界で「個人」として理解しているものとは必ずしも「重なる」ものではありません。

ほとんどの場合、私達は書誌的アイデンティティを「統制する」ことに努めています。つまり、私達は別個の書誌的アイデンティティが一人の現実世界の個人(この場合私達は書誌的アイデンティティ相互間につながりを見ようとするわけですが)と対応するとき、そして、一つの書誌的アイデンティティが別個の個人と対応するときには、注意を怠らないよう努めています。家族や共有のペンネームについては、統制することもできるでしょう。一方、区別できない個人の名称については、集められてしまい、別々のものとして区別されてはいません。従って、問題は以下の点にあります。統制の欠如は、どの程度まで許容されるのか？統制の欠如は、そもそも許容されるのか？目録利用者にとっての目録の実用性に、実質的に影響を及ぼすのか？目録利用者は、統制の欠如について苦情を言うのかどうか？「書誌的アイデンティティ

イ」(「現実世界の個人」とは別個の観念としての)の観念が、末端の利用者にとって、助けになるものなのか、混乱をもたらすものなのか?たしかに、書店で、また友人や図書館から借りた図書によって最終利用者が目にする、表現形で使われた個人の名称を使うように、努めることはあります。—利用者が知っていそうなものという観点から、利用者を第一とするために、もちろん、名称の異なる形からの参照もあった方がよいでしょう。

団体の名称

これも、まったく同じ問題です。団体実体のためのFRBRの属性は、実際のところ、FRBRの固有の目的のためには、たった一つの「標目」という属性と置き換えることができたかもしれません。ここでもやはり、団体実体は、現実世界の団体と対応せず、むしろ、FRARとAACR2で定義された「書誌的アイデンティティ」の観念と対応しています。全ての名称変更は、ある団体が新しい団体へと変化したことを反映すべきか?全ての名称変更は、新しい書誌的アイデンティティへと定義されるべきなのか、それとも、最終利用者は団体の時間的な継続性の観念について、その随時の変更よりも敏感かもしれないのだから、全ての名称変更は同一の書誌的アイデンティティへの相互参照として記録されるべきなのか?私達は、FRBRの観念の「出来事」のほうに近いとしても、会議を「団体」とみなし続けるべきなのか?これら多くの旧来の概念は、私達がこのモデルを明確化するうちに進化してきました。

統一タイトル

FRBRでは、タイトル属性は三つのレベルで定義されました。著作、表現形、そして表現形です。『FRBR最終報告』の中の付録Aでは、ある著作のタイトルは統一タイトルもしくは本タイトルとすること、表現形のタイトルについては現在は全く何の規範もないこと、および、表現形のタイトルは、本タイトル・並列タイトル・別の形のタイトル・翻字したタイトル(これら全ては転記したタイトル)、またはキータイトル(実際には目録作業者によって創られたタイトル)とする、と明記しています。

こういうわけで、FRBRからは表現形のタイトルが何でありうるのかについて私達はわからないながら、本タイトルは、著作実体と表現形実体の両方と関連することになります。

実際には表現形のタイトルは、その表現形によって実現される著作のタイトルと、加えて表現形実体のために定義された他の属性の全てからとられた付加的諸要素のあらゆる組み合わせとから構成されるという主張は、もっともで賢明だと私は思います。表現形のタイトルが何によって構成されるかについての規範の欠如は、私達が現在、表現形のレベルについての識別方策を持たない、ということを示しています。多くの統一タイトルは表現形を識別する要素を既に提供していますが、図書館目録の中では、あるテキストの著作の特定の翻訳やバージョン、ある音楽的著作の特定の演奏録音、ある版画の特定の製作中の版について、一貫して引用し参照するシステムがありません。私達の未来の国際目録規則は、そうしたシステムのための条項を含むべきでしょうか?もし含むべきならば、タイトル標目の役割や件名標目の役割の中で、特定の表現形を引用/参照するためには、どの要素が、またはどんな順序が、厳密に不可欠なものなのでしょうか?

「種類」

GMD(一般資料表示)

GMDについては、『FRBR最終報告』では触れられていません。その一因は、ISBDを通じて私達が「GMD」だと認識しているものは、内容を表現する用語および内容のための容器を表現する用語との混合なのだ、ということです。—表現形レベル(内容)についての情報と、表現形レベル(容器)についての情報だ、というわけです。これは、歴史的な便宜上のこ

とですが、しかしとても非論理的です。おそらく、FRBRでは、著作、表現形、体現形という上位の三つの実体それぞれについて、「種類」という属性が欠けているのです。おそらく、私達がGMDについて話すときに頭に思い浮かべているものは、これらの三つの「種類」のレベルの組み合わせだと思われます。例えば、次のとおりです（この例は単なる案で、この例が整合性にやや欠けることを私は自覚していますが）。

テキストから成る著作—音として表現された—物理的な容器に
テキストから成る著作—書かれた言葉として表現された—手稿に
テキストから成る著作—書かれた言葉として表現された—マイクロ資料に
音楽の著作—観念として表現された—印刷資料に
音楽の著作—音として表現された—オンラインの電子的資源に

ある場合には、表現形のレベルは省略されるかもしれません。

彫刻の著作—オンラインの電子的資源に

動画—物理的な容器に

マルチメディアの著作—物理的容器に

問題は、私達がGMDについて、できるだけ簡略であることを望むだろうことです。この全てのGMD案は、あまりにも長すぎます。

「集合体」

いつ新規レコードを作成するかという逐次性の問題

再び目録作業上の問題となるのは、呼称と、その呼称を生み出す、実体に内在する本質との間の関係についてです。全てのタイトル変更は、ある継続資料から、別個の新しい著作を作り出すものなのか？タイトル変更は、継続資料の体現形のレベルだけに影響するのか、それとも、著作のレベルに影響するのか？キータイトルが継続資料を識別するのは、著作としてか、表現形としてか、それとも体現形としてか？なぜ私達は、他の種類の著作については最もしばしば著者タイトル標目を作成するのに、継続資料の創刊者については、限定子としてキータイトルに統合するのか？なぜ、私達はキータイトルを、典拠レコードではなく書誌レコードの中で扱うのか？なぜ私達は、継続資料については書誌レコードを作成するのに、継続資料と非常に似通ったものである商標については、典拠レコードを作成するのか？定期刊行物に書誌レコードを作成することは、そもそも正当なのか？代わりに典拠レコードを使うことについて調査する提案が既になされており、このように、FRBRモデルは、これらの概念についても、より多くの考察を生み出しました。

マルチパート構造

しばしば、一つの出版物が個々の著作を複数含むことがあります。図書館の目録の目的は、最終利用者に、ある出版物を全体として識別・検索できるようにすることか？それとも、ありうる全ての体現形の中から、ある著作を識別・検索できるようにすることか？書誌情報の基本的な単位は何なのか、著作か、体現形か？この問題は、1960年代には、「文献単位」（つまり著作）と「書誌単位」（つまり体現形）の論争として知られていました。

イリノイ大学で行われた講義で²、バーバラ・ティレットは、「今日、この論争はもは

² TILLET, Barbara B. *Cataloging for the future* [on line]: 2004 年度Phineas L. Windsor記念講義として、イリノイ大学大学院図書館情報学研究科で 2004 年 10 月 13 日に行われた講義 [Urbana-Champaign, Ill]: [GSLIS Publications Office], [2004] [cited 12 September 2005].

Available from the Internet:

<http://puboff.lis.uiuc.edu/catalog/windsor/windsor_tillett.html>.

や無意味である」、なぜならば「私達の書誌情報と典拠情報は、私達が記述とアクセスポイントに含めておいた要素を表示するためのコンピューターシステムによって並べ替え可能なので、私達は書誌単位と文献単位的一方を他方よりも優先する必要がない」からだ、と語りました。この論争には以前ほどの意味はないという点、そして、私達のコンピューターシステムがこの問題を解決するのに貢献するという現在（そして将来）の可能性については、私は彼女に賛成します。それでもまだ、この問題には、この一連のIME ICC会議の場で触れなければなりません。というのも、この問題を扱う各国の目録規則や個々の図書館の実務での方法は、異なる目録では同一の出版物についてしばしば非常に異なった記述が付与されるほどに、首尾一貫しないからです。

例えば、次の出版物について考えてみましょう。1985年刊行の『加拿大短篇小说选』(Selected short stories of Canada)です。この出版物の中に収録された18の短編小説は、藍仁哲によって選択され、中国語訳されました。私達は『加拿大短篇小说选』の、抽象的な、テキストから成る内容全体を、一つの著作とみなすべきなのでしょう？そして、藍仁哲は、その著作の「作成者」なのでしょう？しかし、これは私がここで注意を向けたい問題ではありません。合集と選集は、集合体についてのIFLA作業部会が解決すべき、多くのややこしい課題のうちの一つだからです。ここでの私の主たる関心は、次のことです。このような出版物の中に具体化された、個々別々の著作をどう扱うのでしょうか？序文（それ自体が著作である）に加えて、『加拿大短篇小说选』には、元々は英語またはフランス語の表現形で、カナダ人の作家が著し、中国語訳された著作が収められています。どの目録規則・目録政策を私達が適用するかによって、私達には次のことが可能です。

- この合集には4以上の著作があり、かつ合集に固有のタイトルがあるため、これら全てを単純に無視する。
- 「タイトル関連情報」表示として、場合によっては角がっこに入れて、これらに言及する。
- 内容注記の中でこれらに言及し、インデクシングはしない（キーワード以外には）。
- 内容注記の中でこれらに言及し、そして（それらの元々の統一タイトルを使って）著者/タイトル追加記入を作成して、それら全てが検索できるようにする。
- 分出レコードを作成する。

国際目録規則の中で、私達は何を勧めるべきなのでしょう？

結論

もし、FRBRが全ての理論的問題を解決したのなら、または、全ての理論的問題を私達が解決するための助けとなったのなら、それはあまりにすばらしいことです。明らかに、これは事実と異なります。とはいえ、FRBRは私達に、私達の目録作業の方法を評価し検討するための、とても便利な概念的道具を与えてくれます。私達が記述する「物」の中の、何が「物質的」なもので何が「抽象的」なものなのかについてFRBRが行う明確な区別、および、FRBRが識別する「出版物」の「内容」の中の様々なレベルは、私達の目録をどう改善するか、また、私達の最終利用者に私達が提供している図書館サービスをどう改善するかを考えると、頭に入れておくと便利です。これらの区別は、私達が将来手にする国際目録規則の中に、必ず反映すべきものです。